資料番号	10

令和８年 11 月 19 日
課　名　土木建築局河川課
担当者　課長　菊田
内　線　3928

「河川における樹木伐採計画 2026（案）」について

１　要旨

社会資本未来プランにおいて河川分野の事業別整備計画に位置付けている「ひろしま川づくり実施計画 2026」を踏まえ、河川内における樹木伐採に関する取組内容を定めた「河川における樹木伐採計画 2026」を策定する。

２　河川における樹木伐採計画 2026（案）の概要

(1)　**計画期間**　　令和８年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）〔５年間〕

(2)　**投資予定額**　概ね 10 億円（「ひろしま川づくり実施計画 2026（案）」の投資予定額の内数）

(3)　**実施方針**

ア　河川周辺の安全確保及び景観保全の観点から、安全面や景観面の支障が大きく、地域の自主的な活動では対応が困難な樹木伐採を対象とする。

イ　地域ニーズを踏まえ、以下の６項目のいずれかに該当する樹木を伐採の対象とする。

ウ　今後、樹木の成長に伴い、新たに伐採が必要な箇所の増加が想定されることから、地域の実情を踏まえ、柔軟に対応する。

エ　樹木伐採の実施にあたっては、現場条件に応じて除根する等、可能な限り再繁茂しないよう努める。

【対象となる樹木】
① 流下阻害により、治水上の支障が懸念される河川区域の樹木
② 歩車道への越境により、通行支障や視距の妨げとなる河川区域の樹木
③ 通学路やバス停等の道路利用に支障となる河川区域の樹木
④ 親水公園や高水敷、遊歩道等の河川利用に支障となる河川区域の樹木
⑤ 観光地や学校、道の駅周辺での景観保全に支障となる河川区域の樹木
⑥ 河川区域外への越境や侵入等により堤内地へ支障となる河川区域の樹木

(4)　**事業実施箇所**

実施計画箇所：　288 箇所（106 河川）

３　成果目標

(1)　**成果目標**

本計画の成果目標	
樹木伐採	令和 12 年度末までに要伐採箇所数を５割減少させる。

(2)　**成果目標の設定**

$$\text{成果目標（\%）} = \frac{\text{計画期間内に伐採した箇所数}}{\text{要伐採箇所数（実施計画箇所数+新たに伐採が必要な箇所数）}} \times 100$$

「実施計画箇所」については、点検結果、地元要望等により設定し、「要伐採箇所」については、樹木の成長に伴い、計画策定後に、新たな伐採が必要な箇所の増加が想定されることから、「実施計画箇所」に「新たに伐採が必要な箇所※」を加えたものとする。

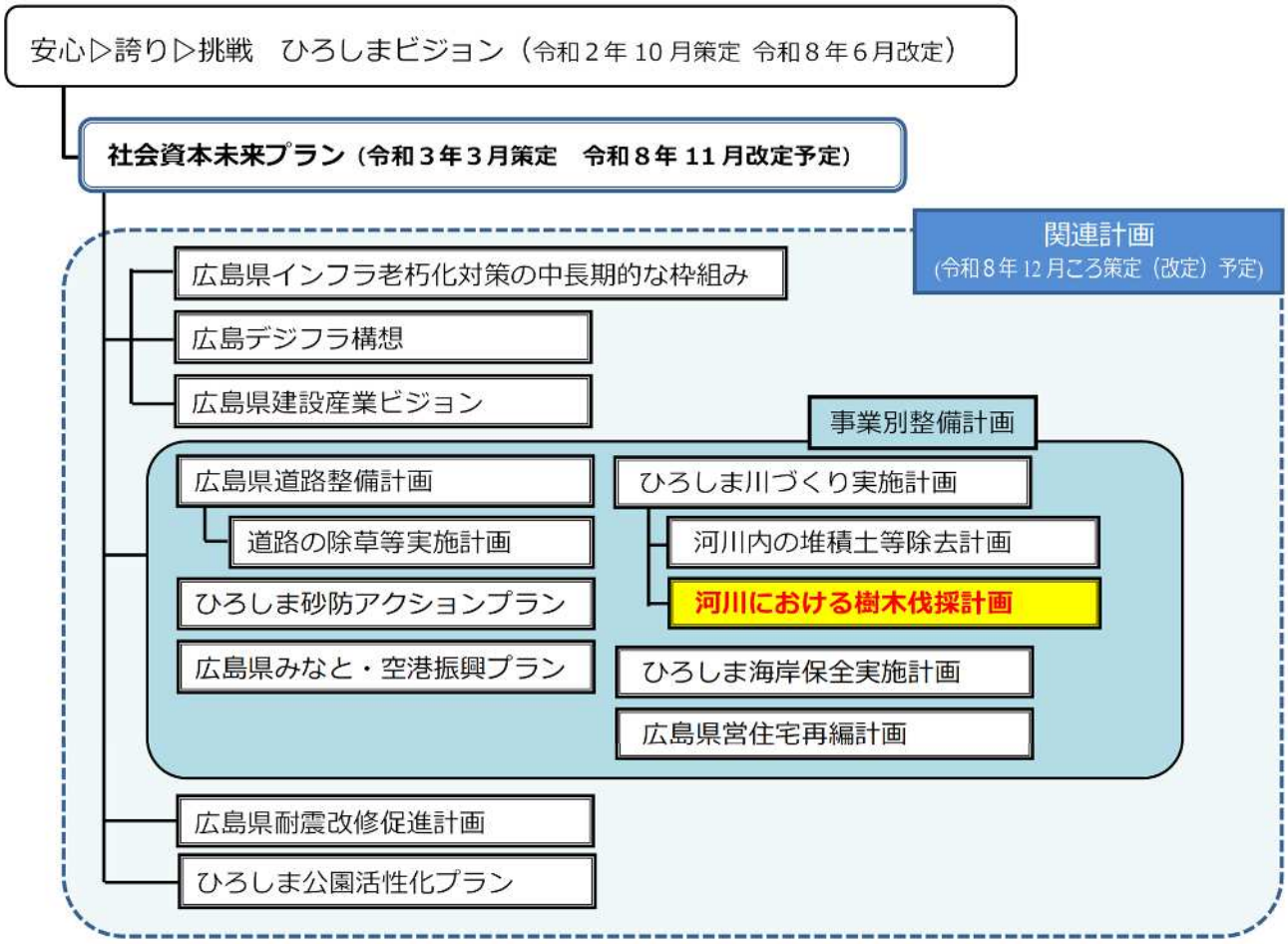
※新たな地元要望及び再繁茂を見込んでいる。

4　添付資料

別紙１　「河川における樹木伐採計画 2026（案）」　【概要】

別紙２　「河川における樹木伐採計画 2026（案）」　【本文】

5　参考



社会資本未来プランの計画体系

河川における樹木伐採計画2026（案）

別紙1

策定の趣旨

■ 中山間地域の人口減少・高齢化等といった社会環境の変化を踏まえ、地域住民等の自主的な活動では対応困難な樹木伐採を対象とし、河川周辺の安全確保や河川景観の保全を目的とした「河川における樹木伐採計画2026」を策定する。

計画の概要

① 計画期間：令和８年度～令和12年度（５年間）　② 投資予定額：概ね10億円　③ 実施計画箇所：288箇所（ 106河川）

これまでの取組状況

◇堆積土除去と併せて実施

➢ 「河川内の堆積土等除去計画」に基づき、治水に影響がある状態（河川横断方向における樹木群の幅が河床幅の４分の１以上及び縦断方向の延長が100m以上の状態）を解消するため、堆積土の除去と併せて計画的に樹木伐採を実施。

◇堤防点検等を目的として実施

➢ 堤防点検の確実な実施、植生繁茂の放置による堤体法面のゆるみの抑制及び樹木化の防止を目的とし、築堤区間の一部区間において除草を実施。

◇アダプト制度による支援

➢ 河川空間の美化や周辺景観の保全の観点から、アダプト制度の活用等による地域住民の自主的な活動により除草等が行われており、河川管理者として活動を支援。

河川の樹木伐採・除草における背景と課題

◇背景

➢ 中山間地域における人口減少及び高齢化に伴い、コミュニティの衰退が進んでおり、これまで地域の自主的な活動が一翼を担っていた河川堤防等の樹木伐採・除草の持続性確保が難しくなっている中、樹木伐採・除草については、地域から様々な要望がある。

➢ 具体的には、流下阻害、歩車道の通行支障、通学路・バス停等の道路環境整備、親水公園・遊歩道の河川環境整備、景観保全、隣地への越境支障等の地域ニーズが多い。

◇課題

➢ 今後さらに、コミュニティの衰退が見込まれる中、地域ニーズに対応するため、河川管理者として、安全確保及び景観保全の観点から、計画的に、河川区域内の樹木伐採・除草を行っていく必要がある。

実施方針

◇実施方針

➢ 河川周辺の安全確保及び景観保全の観点から、安全面や景観面の支障が大きく、地域の自主的な活動では対応が困難な樹木伐採を対象とする。

➢ 地域ニーズを踏まえ、以下の６項目のいずれかに該当する樹木を伐採の対象とする。

➢ 今後、樹木の成長に伴い、新たに伐採が必要な箇所の増加が想定されることから、地域の実情を踏まえ、柔軟に対応する。

➢ 樹木伐採の実施にあたっては、現場条件に応じて除根する等、可能な限り再繁茂しないよう努める。

【対象となる樹木】
① 流下阻害により、治水上の支障が懸念される河川区域の樹木
② 歩車道への越境により、通行支障や視距の妨げとなる河川区域の樹木
③ 通学路やバス停等の道路利用に支障となる河川区域の樹木
④ 親水公園や高水敷、遊歩道等の河川利用に支障となる河川区域の樹木
⑤ 観光地や学校、道の駅周辺での景観保全に支障となる河川区域の樹木
⑥ 河川区域外への越境や侵入等により堤内地へ支障となる河川区域の樹木

計画期間内の目標

計画期間内の成果目標	
樹木伐採	令和12年度末までに要伐採箇所数を５割減少させる。

◇成果目標の設定

$$\text{成果目標（\%）} = \frac{\text{計画期間内に伐採した箇所数}}{\text{要伐採箇所数（実施計画箇所数+新たに伐採が必要な箇所数）}} \times 100$$

➢ 「実施計画箇所」については、点検結果、地元要望等により設定。

➢ 「要伐採箇所」については、樹木の成長に伴い、計画策定後に、新たな伐採が必要な箇所の増加が想定されることから、「実施計画箇所」に「新たに伐採が必要な箇所※」を加えたものとする。

※新たな地元要望及び再繁茂を見込んでいる。

江の川水系西城川（庄原市）の事例



施工前



施工後 効果：②通行支障や視距の妨げの解消

別紙２

河川における樹木伐採計画 2026（案）

令和８年〇月

広島県土木建築局

河　　川　　課

目　　次

Ⅰ　計画の概要 …… 1
　１　計画策定の趣旨 …… 1
　２　計画の位置づけ …… 1

Ⅱ　樹木伐採・除草の現状と課題 …… 2
　１　樹木伐採・除草の現状 …… 2
　２　社会環境の変化と地域ニーズ …… 5
　３　河川の樹木伐採・除草における課題 …… 7

Ⅲ　実施方針 …… 8

Ⅳ　実施計画 …… 9
　１　計画期間 …… 9
　２　投資規模 …… 9
　３　実施計画箇所 …… 9
　４　コスト縮減の取組 …… 9

Ⅴ　成果目標 …… 11

Ⅵ　実施計画箇所 …… 11

Ⅶ　試行状況について …… 20

Ⅰ　計画の概要

１　計画策定の趣旨

河川の樹木伐採については、「河川内の堆積土等除去計画」に基づき、堆積土の除去と併せて計画的に実施してきました。

また、除草については、堤防点検等のため、一部区間において定期的に実施するとともに、地域住民等による自主的な活動が行われており、その活動を支援するために、アダプト制度等の拡充にも取り組んできたところです。

しかしながら、中山間地域の人口減少・高齢化等に伴い、コミュニティが衰退しており、地域の自主的な活動が一翼を担っていた河川堤防等の樹木伐採・除草について、持続性の確保が難しくなってきており、このことの背景により地域から様々な要望を頂いております。

本計画は、これまでの取組に加えて、中山間地域の人口減少・高齢化等といった社会環境の変化も踏まえ、地域住民等の自主的な活動では対応困難な樹木伐採を対象とし、河川周辺の安全確保や河川景観の保全を目的とした「河川における樹木伐採計画 2026」を策定するものです。

２　計画の位置づけ

「ひろしま川づくり実施計画 2026」では、施策の柱のひとつである「河川環境の保全及び河川空間の利活用促進」において、人口減少・高齢化等の社会環境の変化を踏まえた維持管理の強化について方針を掲げています。

本計画は、河川における樹木伐採についての課題を踏まえ、実施にあたっての樹木伐採の実施方針を設定したうえで、本計画において定めた成果目標を達成するための具体的な取組内容をとりまとめたものです。



図−１　河川における樹木伐採計画の位置づけ

Ⅱ　樹木伐採・除草の現状と課題

１　樹木伐採・除草の現状

本県における河川堤防等の除草については、主に堤防の状態を把握する堤防点検の確実な実施、植生の繁茂の放置による堤体法面のゆるみを抑制及び樹木化を防止する目的で、県が管理する河川のうち、築堤区間の一部区間において除草を実施しています。

また、河川空間の美化や周辺景観の保全の観点から、アダプト制度の活用等による地域住民の自主的な活動により除草等が行われており、河川管理者として活動を支援しています。

樹木伐採については、「河川内の堆積土等除去計画 2021」に基づき、治水に影響がある状態（河川横断方向における樹木群の幅が河床幅の４分の１以上又は縦断方向の延長が 100m以上の状態）を解消するため、堆積土の除去と併せて計画的に実施しています。

(1) 河川点検に伴う堤防除草

【目的】

① 堤防の状態を把握する堤防点検を確実に実施する。

② 植生の繁茂の放置による堤体法面のゆるみを抑制及び樹木化を防止するため、特に必要な区間について堤防除草を実施する。

【実施条件】

① 一連区間の堤防高が概ね４ｍ以上であること

② 河川の区間区分が区間①であること

③ 堤防の耐浸透機能点検の結果が、当面の対策区間であること

①から③全ての要件を満たす区間（重点除草区間）について堤防除草を実施する。

表−１　河川の区間区分

区間区分	重要度	定　　義	延　長(km)
①	高	特に治水上の影響が大きい区間	206.1
②	▼	治水上の影響が大きい区間	247.1
③		治水上の影響が小さい区間	489.6
④	低	治水上の影響がほとんどない区間	4,756.4

※河川の区間区分は、背後地の人口・資産の状況や堤防区分（築堤、堀込等）などに応じて区間区分を４段階に設定。

【実施区間】

① 重点除草区間

実施条件を満たす、次の区間について堤防除草を実施する。

表-２　重点除草区間

建設事務所	対象河川	実施区間	実施延長	備考
東広島支所	賀茂川	2k200～3k500(左岸)	1.30 km	
三原支所	沼田川	6k800～7k100(右岸)	0.30 km	
計			1.60 km	

② 重点監視区間

重点監視を試行するため、堤防の裏法部の除草を、次の区間について実施する。

表-３　重点監視区間

建設事務所	対象河川	実施区間	実施延長	備考
三原支所	沼田川	4k900～5k400(右岸)	0.50 km	
	沼田川	5k900～7k100(右岸)	1.20 km	
	沼田川	10k800～11k600(左岸)	0.80 km	
	菅川	0k300～1k300(左岸)	1.00 km	
	菅川	0k100～1k200(右岸)	1.10 km	
東部建設	服部川	0k300～0k900(左岸)	0.60 km	
	服部川	0k300～1k100(右岸)	0.80 km	
計			6.00 km	

【実施時期】

出水期前点検の直前とする。

⑵ 流下阻害となる樹木伐採

「河川内の堆積土等除去計画」において、堆積土の除去に関する方針と併せて、河川内で流下阻害となっている樹木について、治水影響の大小による評価レベルや基本的な考え方（維持管理水準）に基づき、措置が必要と判断した箇所に対し、計画的に樹木伐採を実施しています。

【評価レベル】

表−４　評価レベル

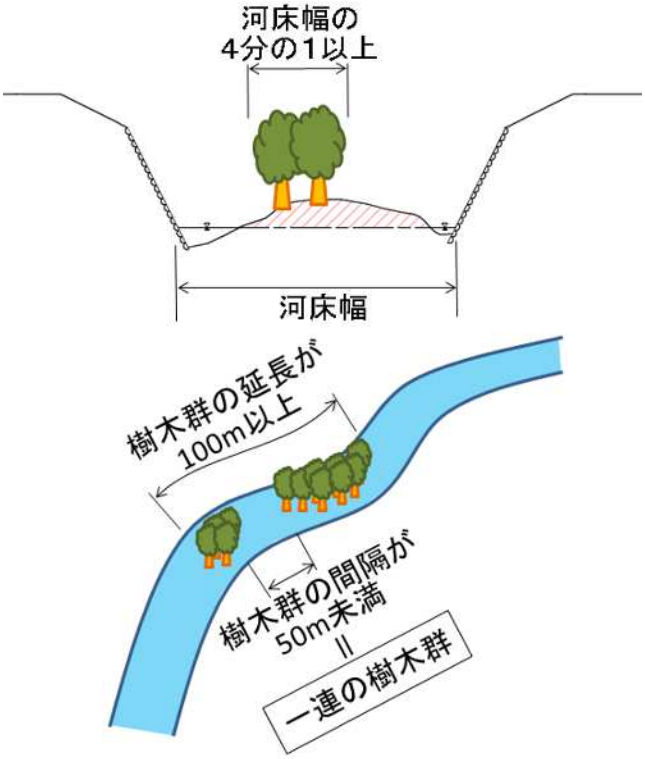
レベル	河川巡視・点検での分類	樹木の状態
1	変状なし	河川内に樹木が見られない状態。
	経過観察	樹木が見られるが「治水に影響がある状態」※1 に該当していない状態。
2	要対策箇所	「治水に影響がある状態」※1 の①または②に該当している状態。
3	対策箇所	「治水に影響がある状態」※1 の①かつ②に該当している状態。
	緊急対策箇所	倒木などにより、河川断面の大部分が阻害されている状態。

※1：河川内の樹木が「治水に影響がある状態」として、次の２つの状態を定義します。
① 河川横断方向における樹木群の幅が河床幅の４分の１以上
② 河川縦断方向の樹木群の延長が 100m以上
（河川縦断方向における樹木群の間隔が 50m未満の場合は一連の樹木群と判断します。）

【基本的な考え方（維持管理水準）】

表−５　基本的な考え方（維持管理水準）

項目	基本的な考え方（維持管理水準）
樹木	河川横断方向における樹木群の幅が河床幅の4分の1以上及び縦断方向の延長が 100m以上の状態を解消する。



図−２　樹木の阻害状況イメージ

2　社会環境の変化と地域ニーズ

(1) 社会環境の変化

中山間地域においては、人口減少及び高齢化に伴い、コミュニティの衰退が進んでいます。コミュニティの衰退に伴って、地域の活力を維持していくことが困難になるなど、地域経済や文化などの様々な面から影響が生じており、これまで、地域の自主的な活動が一翼を担っていた河川堤防等の樹木伐採・除草についても同様に、持続性の確保が難しくなってきています。

以上のような社会環境の変化から、河川堤防等の樹木伐採・除草に関して、従来のあり方では、持続性の確保が困難な状況が明らかとなっており、このことを背景に、樹木伐採・除草については、地域から様々な要望があります。

(2) 地域ニーズ

これまで、河川堤防等の樹木伐採・除草については、堤防点検や浸透監視のための除草や流下阻害となる河川内樹木の伐採に限定して行ってきており、それ以外については、財政制約の下、特に理由がある場合に限り個別対応を行ってきました。

改めて、河川堤防等の樹木伐採・除草に関する地域のニーズについて調査したところ、主に次の６項目に大別されるニーズがあることを把握しました。

① 流下阻害となることが懸念される草木の除去





② 歩車道への越境による通行への支障や、視距の妨げとなる草木の除去





③ 通学路やバス停等の周辺における道路環境整備としての草木の除去





④ 親水公園や高水敷利用、遊歩道の河川環境整備としての草木の除去





⑤ 観光地や学校、道の駅周辺での景観保全としての草木の除去





⑥ 堤内地側への越境や侵入により隣地への影響（落ち葉や綿毛の飛来、獣害や虫害を含む）が生じている草木の除去





３　河川の樹木伐採・除草における課題

河川管理者は、河川管理施設等の機能維持のために必要な措置を講ずることや維持管理を通じて河川景観を保全していく役割を担っており、この役割を日常の維持管理によって適切に果たしていく必要があります。

このため、主に堤防の状態を把握する堤防点検の確実な実施、植生の繁茂の放置による堤体法面のゆるみを抑制及び樹木化を防止する目的で、長大な河川管理延長のうち、築堤区間の一部区間において、除草を実施しています。

樹木伐採についても、治水上の影響があると判断される箇所について、計画的に実施しています。

また、河川協力団体や地域住民等の活動の果たす役割も大きく、草刈り等の地域活動による河川景観の保全も重要であり、これら地域活動の持続性を確保していく必要があり、河川空間の美化や周辺景観の保全の観点からは、アダプト制度の活用等による地域住民の自主的な活動を支援しています。

しかしながら、中山間地域における人口減少及び高齢化に伴い、コミュニティの衰退が進んでおり、これまで地域の自主的な活動が一翼を担っていた河川堤防等の樹木伐採・除草の持続性確保が難しくなっている中、樹木伐採・除草については、地域から様々な要望があります。

今後さらに、コミュニティの衰退が見込まれる中、地域ニーズに対応するため、河川管理者として、安全確保及び景観保全の観点から、限られた予算の中で、河川区域内の樹木伐採・除草を行っていく必要があります。

Ⅲ　実施方針

(1) 河川周辺の安全確保及び景観保全の観点から、安全面や景観面の支障が大きく、地域の自主的な活動では対応が困難な樹木伐採を対象とします。

(2) 地域ニーズを踏まえ、以下の６項目のいずれかに該当する樹木を伐採の対象とします。

(3) 今後、樹木の成長に伴い、新たに伐採が必要な箇所の増加が想定されることから、地域の実情を踏まえ、柔軟に対応します。

(4) 樹木伐採の実施にあたっては、現場条件に応じて、除根等、可能な限り再繁茂しないよう努めます。

【対象となる樹木】

① 流下阻害により、治水上の支障が懸念される河川区域の樹木

② 歩車道への越境により、通行支障や視距の妨げとなる河川区域の樹木

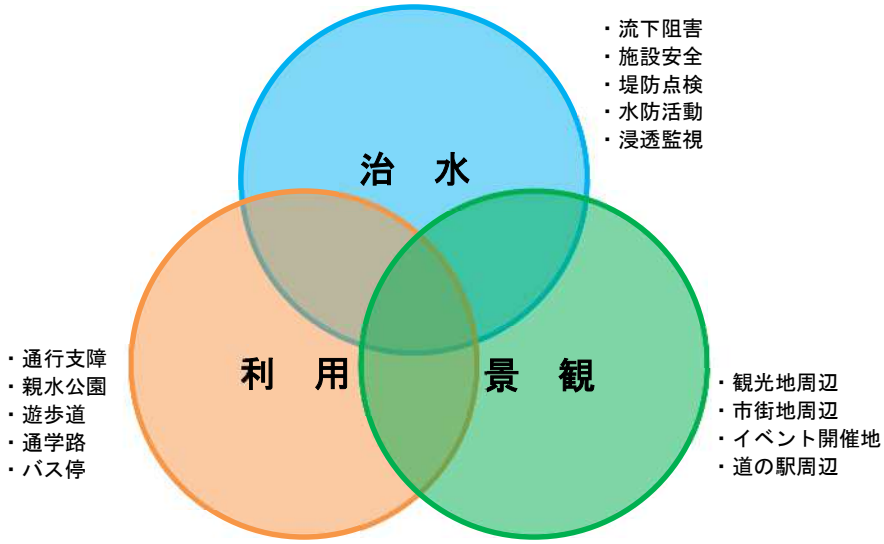
③ 通学路やバス停等の道路利用に支障となる河川区域の樹木

④ 親水公園や高水敷、遊歩道等の河川利用に支障となる河川区域の樹木

⑤ 観光地や学校、道の駅周辺での景観保全に支障となる河川区域の樹木

⑥ 河川区域外への越境や侵入等により堤内地へ支障となる河川区域の樹木

なお、【対象となる樹木】の優先度については、治水目的の樹木伐採であっても、快適な河川利用や河川景観の保全へ寄与するものであり、１つの目的が結果的にその他の目的に貢献することとなるため、目的に応じた優先度の設定は行いません。



図−３　樹木伐採の目的

Ⅳ　実施計画

１　計画期間

本計画は、上位計画である「ひろしま川づくり実施計画 2026」の施策の一部について、具体的な取組内容を定めたものであり、令和８年度から令和 12 年度までの５年間を計画期間とします。

表−６　計画期間

計画期間
令和8年度～令和 12 年度 （5年間）

２　投資規模

本計画期間の目標を達成するため、令和８年度から令和 12 年度までの５年間の具体的な投資規模を設定しました。

表−７　投資予定額

投資予定額 （R8～R12）	
河川における樹木伐採費用	概ね 10 億円

※ 「ひろしま川づくり実施計画 2026」の投資予定額の内数。

３　実施計画箇所

288 箇所（106 河川）

４　コスト縮減の取組

(1) 伐採木の無料配布

樹木伐採を実施する場合、その処分費が事業費の大きなウエイトを占めています。限られた予算で、より多くの箇所の対策を実施できるよう、樹木の伐採・引取り希望者の公募など、地域とも連携しながら、コストの縮減について実施していきます。



伐採木の無料配布状況

(2) 再繁茂抑制対策

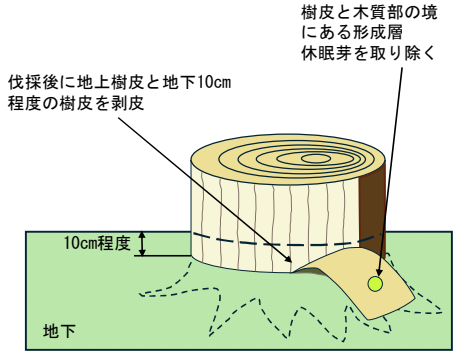
樹木の再繁茂抑制対策として、除根、樹皮剥皮、穿孔注入などの工法があり、実施を検討します。再繁茂抑制対策を実施することで、伐採後の再繁茂を抑制しコスト縮減を図っていきます。

・除根：伐採後、重機などにより株及び根を取り除くことにより、伐採株からの萌芽再生を抑える工法



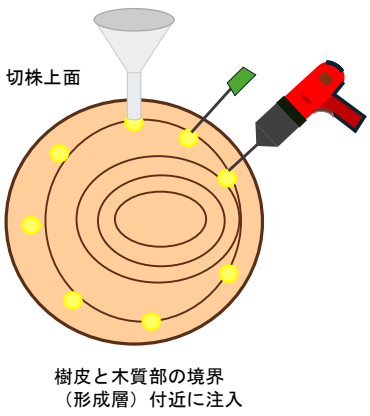


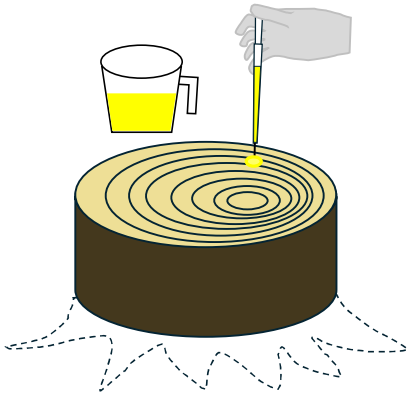
・樹皮剥皮：伐採後の切株に対し，除根は行わず樹皮を剥ぎ取り樹皮と木質部の境にある休眠芽を取り除くことで、再繁茂を抑制する工法





・穿孔注入：伐採後の切株に対し、除根は行わず薬剤を注入することで再繁茂を抑制する工法





Ⅴ　成果目標

樹木伐採の実施計画箇所は、令和７年９月時点の過去の点検結果、地元要望等により設定しているものであり、樹木は、伐採を行っても、時間経過とともに再繁茂することが想定されます。

また、樹木の成長により、新たな地元要望も増え、地域内の優先順位も変わることが想定されるため、計画期間内に新たに要望があった箇所について、地域実情を踏まえ、柔軟に対応できるよう、成果目標は次のとおりとします。

表−８　成果目標

本計画の成果目標	
樹木伐採	令和 12 年度末までに要伐採箇所数を5割減少させる。

※成果目標の設定

$$\text{成果目標（\%）} = \frac{\text{計画期間内に伐採した箇所数}}{\text{要伐採箇所数（実施計画箇所数+新たに伐採が必要な箇所数）}} \times 100$$

- 「実施計画箇所」については、点検結果、地元要望等により設定します。
- 「要伐採箇所」については、樹木の成長に伴い、計画策定後に、新たな伐採が必要な箇所の増加が想定されることから、「実施計画箇所」に「新たに伐採が必要な箇所※」を加えたものとします。

  ※新たな地元要望及び再繁茂を見込んでいる。

Ⅵ　実施計画箇所

令和８年度から令和 12 年度までの実施計画箇所については別表のとおりです。

なお、実施計画箇所は令和７年９月時点の過去の点検結果、地元要望により設定したものであり、今後の点検結果、地元要望の状況などにより変更となる場合があります。

別表「河川における樹木伐採計画 2026」実施計画箇所一覧(1/8)

番号	水系名	河川名	箇所
1	瀬野川水系	瀬野川	安芸区上瀬野町
2	瀬野川水系	瀬野川	安芸区中野
3	瀬野川水系	熊野川	安芸区阿戸町
4	瀬野川水系	畑賀川	安芸区畑賀
5	瀬野川水系	熊野川	安芸区阿戸町
6	太田川水系	中山川	東区中山中町
7	瀬野川水系	瀬野川	安芸区上瀬野町
8	瀬野川水系	瀬野川	安芸区上瀬野町
9	八幡川水系	石内川	佐伯区八幡東
10	八幡川水系	八幡川	佐伯区五日市町下小深川
11	八幡川水系	八幡川	佐伯区八幡東
12	八幡川水系	八幡川	佐伯区五日市中央
13	太田川水系	京橋川	中区白島九軒町
14	八幡川水系	石内川	佐伯区五日市町石内平岩
15	八幡川水系	梶毛川	佐伯区五日市町石内平岩
16	八幡川水系	梶毛川	佐伯区五日市町石内中講
17	太田川水系	山本川	西区新庄町
18	二河川水系	二河川	熊野町呉地
19	二河川水系	二河川	熊野町呉地
20	瀬野川水系	熊野川	熊野町新宮
21	太田川水系	諸木川	広島市安佐北区落合
22	太田川水系	落合川	広島市安佐北区落合
23	太田川水系	南原川	広島市安佐北区可部
24	太田川水系	南原川	広島市安佐北区可部町南原～可部
25	太田川水系	南原川	広島市安佐北区三入
26	太田川水系	根谷川	広島市安佐北区三入
27	太田川水系	桐原川	広島市安佐北区可部町桐原
28	太田川水系	桐原川	広島市安佐北区三入南
29	太田川水系	矢口川	広島市安佐北区口田南
30	太田川水系	矢口川	広島市安佐北区口田南
31	太田川水系	関川	広島市安佐北区白木町小越
32	太田川水系	三篠川	広島市安佐北区白木町小越
33	太田川水系	栄堂川	広島市安佐北区白木町井原
34	太田川水系	栄堂川	広島市安佐北区白木町志路
35	太田川水系	安川	広島市安佐南区中須
36	太田川水系	安川	広島市安佐南区高取南

別表「河川における樹木伐採計画 2026」実施計画箇所一覧(2/8)

番号	水系名	河川名	箇所
37	太田川水系	安川	広島市安佐南区長楽寺
38	太田川水系	小河内川	広島市安佐北区安佐町小河内
39	太田川水系	山本川	広島市安佐南区長束
40	太田川水系	三篠川	広島市安佐北区白木町三田
41	太田川水系	諸木川	広島市安佐北区落合南
42	太田川水系	麻下川	広島市安佐北区小河原町
43	太田川水系	奥畑川	広島市安佐南区伴中央
44	太田川水系	吉山川	広島市安佐南区沼田町阿戸
45	太田川水系	府中大川	広島市東区上温品
46	太田川水系	二又川	広島市東区牛田中
47	二河川水系	二河川	呉市二河町
48	二河川水系	二河川	呉市上二河町
49	二河川水系	二河川	呉市焼山町
50	二河川水系	二河川	呉市桜ケ丘
51	二河川水系	二河川	呉市焼山中央
52	黒瀬川水系	黒瀬川	呉市郷原町
53	黒瀬川水系	黒瀬川	呉市広古新開
54	黒瀬川水系	黒瀬川	呉市広古新開
55	黒瀬川水系	黒瀬川	呉市広町田
56	黒瀬川水系	黒瀬川	呉市広石内
57	黒瀬川水系	黒瀬川	呉市広町滝ノ久保
58	大谷川水系	大谷川	呉市阿賀北
59	野呂川水系	中切川	呉市安浦町安登西
60	小瀬川水系	小瀬川	廿日市市浅原
61	小瀬川水系	小瀬川	廿日市市津田
62	小瀬川水系	小瀬川	廿日市市栗栖
63	小瀬川水系	市野川	廿日市市浅原
64	小瀬川水系	玖島川	大竹市栗谷町大栗林
65	小瀬川水系	玖島川	大竹市栗谷町大栗林
66	小瀬川水系	玖島川	大竹市栗谷町
67	小瀬川水系	玖島川	大竹市栗谷町後原
68	小瀬川水系	玖島川	大竹市栗谷町
69	小瀬川水系	玖島川	廿日市市友田、峠
70	小瀬川水系	玖島川	廿日市市友田、峠
71	小瀬川水系	玖島川	廿日市市永原
72	小瀬川水系	玖島川	廿日市市永原

別表「河川における樹木伐採計画 2026」実施計画箇所一覧(3/8)

番号	水系名	河川名	箇所
73	小瀬川水系	玖島川	廿日市市永原
74	小瀬川水系	玖島川	廿日市市永原
75	小瀬川水系	中山川	廿日市市河津原
76	御手洗川水系	御手洗川	廿日市市宮内
77	御手洗川水系	御手洗川	廿日市市宮内
78	永慶寺川水系	永慶寺川	廿日市市大野
79	太田川水系	細見川	北広島町細見
80	太田川水系	才乙川	北広島町大利原
81	太田川水系	才乙川	北広島町才乙
82	太田川水系	柴木川	北広島町西八幡原
83	江の川水系	四通川	北広島町川井
84	江の川水系	出原川	北広島町南方
85	江の川水系	出原川	北広島町南方
86	江の川水系	冠川	北広島町石井谷
87	江の川水系	冠川	北広島町本地
88	江の川水系	冠川	北広島町有田
89	江の川水系	江の川	北広島町川東
90	江の川水系	江の川	北広島町川東
91	江の川水系	江の川	北広島町川西
92	江の川水系	江の川	北広島町川西
93	江の川水系	江の川	北広島町川戸
94	江の川水系	江の川	北広島町川戸
95	江の川水系	江の川	北広島町川戸
96	江の川水系	江の川	北広島町川戸
97	江の川水系	江の川	北広島町新庄
98	江の川水系	江の川	北広島町新庄
99	江の川水系	江の川	北広島町大朝
100	江の川水系	江の川	北広島町大朝
101	江の川水系	江の川	北広島町筏津
102	江の川水系	江の川	北広島町筏津
103	江の川水系	江の川	北広島町大朝
104	江の川水系	江の川	北広島町大朝
105	江の川水系	大塚川	北広島町大朝
106	江の川水系	大塚川	北広島町大朝
107	江の川水系	江の川	北広島町大朝
108	江の川水系	田原川	北広島町大朝

別表「河川における樹木伐採計画 2026」実施計画箇所一覧(4/8)

番号	水系名	河川名	箇所
109	江の川水系	志路原川	北広島町有田
110	江の川水系	志路原川	北広島町有田
111	江の川水系	志路原川	北広島町有田
112	江の川水系	志路原川	北広島町古保利
113	江の川水系	志路原川	北広島町春木
114	江の川水系	志路原川	北広島町寺原
115	江の川水系	志路原川	北広島町寺原
116	江の川水系	志路原川	北広島町舞綱
117	江の川水系	志路原川	北広島町志路原
118	江の川水系	志路原川	北広島町志路原
119	太田川水系	吉木川	北広島町吉木
120	太田川水系	吉木川	北広島町吉木
121	太田川水系	吉木川	北広島町吉木
122	太田川水系	吉木川	北広島町阿坂
123	太田川水系	吉木川	北広島町阿坂
124	太田川水系	西宗川	北広島町戸谷
125	太田川水系	西宗川	北広島町戸谷
126	太田川水系	西宗川	北広島町中原
127	太田川水系	西宗川	北広島町西宗
128	太田川水系	高野川	北広島町移原
129	江の川水系	志路原川	北広島町蔵迫
130	江の川水系	江の川	山県郡北広島町川戸
131	太田川水系	筒賀川	安芸太田町中筒賀
132	太田川水系	筒賀川	安芸太田町中筒賀
133	太田川水系	筒賀川	安芸太田町中筒賀
134	太田川水系	筒賀川	安芸太田町中筒賀
135	太田川水系	筒賀川	安芸太田町中筒賀
136	太田川水系	筒賀川	安芸太田町中筒賀
137	太田川水系	筒賀川	安芸太田町中筒賀
138	太田川水系	筒賀川	安芸太田町中筒賀
139	太田川水系	西宗川	安芸太田町穴
140	太田川水系	西宗川	安芸太田町穴
141	太田川水系	西宗川	安芸太田町穴
142	太田川水系	西宗川	安芸太田町穴
143	太田川水系	西宗川	安芸太田町穴
144	太田川水系	西宗川	安芸太田町穴

別表「河川における樹木伐採計画 2026」実施計画箇所一覧(5/8)

番号	水系名	河川名	箇所
145	太田川水系	西宗川	安芸太田町穴
146	太田川水系	丁川	安芸太田町加計
147	太田川水系	丁川	安芸太田町加計
148	太田川水系	丁川	安芸太田町加計
149	太田川水系	丁川	安芸太田町観音
150	太田川水系	太田川	安芸太田町戸河内
151	太田川水系	太田川	安芸太田町戸河内
152	太田川水系	太田川	安芸太田町吉和郷
153	太田川水系	柴木川	安芸太田町遊谷
154	太田川水系	柴木川	安芸太田町遊谷
155	太田川水系	松原川	安芸太田町松原
156	太田川水系	関川	東広島市志和町別府
157	黒瀬川水系	原比川	東広島市西条町土与丸
158	黒瀬川水系	古河川	東広島市西条町田口
159	沼田川水系	造賀川	東広島市高屋町造賀
160	黒瀬川水系	黒瀬川	東広島市西条中央
161	黒瀬川水系	黒瀬川	東広島市西条町御薗宇
162	黒瀬川水系	黒瀬川	東広島市西条町田口
163	黒瀬川水系	黒瀬川	東広島市西条町田口
164	黒瀬川水系	黒瀬川	東広島市西条昭和町
165	黒瀬川水系	黒瀬川	東広島市西条中央、下見
166	沼田川水系	沼田川	東広島市河内町下河内
167	沼田川水系	沼田川	東広島市河内町中河内
168	沼田川水系	沼田川	東広島市河内町上河内
169	沼田川水系	沼田川	東広島市河内町河戸
170	沼田川水系	沼田川	東広島市河内町河戸
171	沼田川水系	沼田川	東広島市河内町河戸
172	沼田川水系	沼田川	東広島市河内町戸野
173	沼田川水系	沼田川	東広島市河内町戸野
174	沼田川水系	椋梨川	東広島市河内町中河内
175	沼田川水系	大谷川	東広島市河内町入野
176	賀茂川水系	賀茂川	竹原市東野町
177	賀茂川水系	賀茂川	竹原市下野町
178	高野川水系	高野川	東広島市安芸津町風早
179	高野川水系	高野川	東広島市安芸津町風早
180	木谷郷川水系	木谷郷川	東広島市安芸津町木谷

別表「河川における樹木伐採計画 2026」実施計画箇所一覧(6/8)

番号	水系名	河川名	箇所
181	木谷郷川水系	三畝川	東広島市安芸津町木谷
182	芦田川水系	箱田川	福山市神辺町
183	芦田川水系	六反田川	福山市神辺町
184	芦田川水系	堂々川	福山市神辺町
185	芦田川水系	高屋川	福山市神辺町
186	芦田川水系	瀬戸川	福山市草戸町～瀬戸町
187	芦田川水系	瀬戸川	福山市瀬戸町
188	芦田川水系	河手川	福山市瀬戸町
189	芦田川水系	吉野川	福山市駅家町上山守～万能倉
190	芦田川水系	服部川	福山市駅家町倉光
191	芦田川水系	有地川	福山市駅家町大橋
192	藤井川水系	藤井川	福山市高西町川尻
193	芦田川水系	砂川	府中市中須町
194	芦田川水系	神谷川	福山市新市町新市
195	芦田川水系	神谷川	福山市新市町宮内
196	芦田川水系	神谷川	福山市新市町常
197	芦田川水系	加茂川	福山市加茂町下加茂
198	芦田川水系	加茂川	福山市加茂町下加茂
199	芦田川水系	加茂川	福山市加茂町下加茂
200	芦田川水系	加茂川	福山市加茂町下加茂
201	芦田川水系	加茂川	福山市加茂町芦原
202	芦田川水系	神谷川	福山市新市町常
203	藤井川水系	藤井川	尾道市西藤町
204	藤井川水系	藤井川	尾道市西藤町
205	藤井川水系	藤井川	尾道市美ノ郷町三成
206	藤井川水系	藤井川	尾道市美ノ郷町三成
207	藤井川水系	藤井川	尾道市美ノ郷町白江
208	藤井川水系	木門田川	尾道市木ノ庄木門田
209	芦田川水系	御調川	尾道市御調町岩根
210	芦田川水系	御調川	尾道市御調町大田
211	芦田川水系	御調川	尾道市御調町丸可南
212	芦田川水系	御調川	尾道市御調町丸門田
213	芦田川水系	御調川	尾道市御調町丸門田
214	芦田川水系	御調川	尾道市御調町上野
215	芦田川水系	山田川	尾道市御調町貝ヶ原
216	芦田川水系	綾目川	尾道市御調町公文

別表「河川における樹木伐採計画 2026」実施計画箇所一覧(7/8)

番号	水系名	河川名	箇所
217	芦田川水系	野間川	尾道市御調町野間
218	芦田川水系	八幡川	尾道市御調町丸門田
219	沼田川水系	椋梨川	三原市本郷町本郷
220	沼田川水系	椋梨川	三原市本郷町北方
221	沼田川水系	仏通寺川	三原市長谷
222	沼田川水系	仏通寺川	三原市本郷町本郷
223	沼田川水系	天井川	三原市沼田東町
224	沼田川水系	天井川	三原市末広
225	沼田川水系	天井川	三原市小泉町
226	沼田川水系	天井川	三原市小泉町
227	沼田川水系	天井川	三原市小泉町
228	沼田川水系	沼田川	三原市新倉
229	沼田川水系	沼田川	三原市長谷
230	沼田川水系	沼田川	三原市沼田東町
231	沼田川水系	沼田川	三原市沼田西町
232	沼田川水系	沼田川	三原市沼田西町
233	沼田川水系	尾原川	三原市本郷町南方
234	芦田川水系	芦田川	世羅郡世羅町川尻
235	芦田川水系	宇津戸川	世羅郡世羅町宇津戸
236	芦田川水系	神崎川	世羅郡世羅町東神崎
237	江の川水系	美波羅川	三次市大田幸町
238	江の川水系	馬洗川	三次市三良坂町三良坂
239	江の川水系	美波羅川	三次市三和町敷名
240	江の川水系	多治比川	安芸高田市吉田町吉田
241	江の川水系	生田川	安芸高田市美土里町北
242	江の川水系	生田川	安芸高田市美土里町生田
243	江の川水系	高地川	安芸高田市甲田町高田原
244	江の川水系	生田川	安芸高田市高宮町来女木
245	太田川水系	三篠川	安芸高田市向原町坂
246	江の川水系	大土川	安芸高田市甲田町高田原
247	江の川水系	西城川	庄原市西城町平子
248	江の川水系	西城川	庄原市西城町熊野
249	高梁川水系	成羽川	庄原市東城町久代
250	江の川水系	西城川	庄原市川手町
251	江の川水系	西城川	庄原市掛田町
252	江の川水系	熊野川	庄原市西城町熊野

別表「河川における樹木伐採計画 2026」実施計画箇所一覧(8/8)

番号	水系名	河川名	箇所
253	江の川水系	奥門田川	庄原市高野町中門田
254	江の川水系	比和川	庄原市比和町木屋原
255	江の川水系	板橋川	庄原市板橋町
256	江の川水系	湯木川	庄原市口和町湯木
257	江の川水系	田総川	庄原市総領町稲草
258	江の川水系	田総川	庄原市総領町稲草
259	江の川水系	西城川	庄原市高町
260	江の川水系	戸郷川	庄原市戸郷町
261	江の川水系	本村川	庄原市本村町
262	江の川水系	川北川	庄原市川北町
263	江の川水系	川北川	庄原市川北町
264	江の川水系	川北川	庄原市川北町
265	江の川水系	比和川	庄原市濁川町
266	江の川水系	比和川	庄原市川北町
267	江の川水系	比和川	庄原市川北町
268	江の川水系	川北川	庄原市川北町
269	江の川水系	亀谷川	庄原市総領町亀谷
270	江の川水系	亀谷川	庄原市総領町亀谷
271	江の川水系	大戸川	庄原市川西町
272	江の川水系	西城川	庄原市水越町
273	高梁川水系	成羽川	庄原市東城町久代
274	江の川水系	西城川	庄原市西城町熊野
275	江の川水系	熊野川	庄原市西城町熊野
276	江の川水系	帝釈川	庄原市東城町帝釈未渡
277	江の川水系	西城川	庄原市口和町金田
278	江の川水系	川北川	庄原市門田～川北町
279	江の川水系	国兼川	庄原市平和町
280	江の川水系	国兼川	庄原市殿河内町
281	江の川水系	国兼川	庄原市七塚町
282	江の川水系	竹地川	庄原市口和町　大月
283	江の川水系	竹地川	庄原市口和町竹地谷　槇原
284	江の川水系	竹地川	庄原市口和町竹地谷　芦原
285	江の川水系	竹地川	庄原市口和町竹地谷　真金原
286	江の川水系	湯木川	庄原市口和町　金田
287	江の川水系	湯木川	庄原市口和町　金田
288	江の川水系	萩川	庄原市口和町　向泉
箇所数			288箇所

Ⅶ　試行状況について

(1)　試行内容

河川の樹木伐採・除草における課題を踏まえ、河川周辺の安全確保及び景観保全の観点から、安全面や景観面からの支障が大きく、地域の自主的な活動では対応が困難な樹木伐採について、地域ニーズを踏まえた樹木伐採の取組を試行しました。

(2)　試行期間

令和６年度～令和７年度

(3)　予算（補正予算含む）

令和６年度　1.05 億円

令和７年度　0.96 億円

(4)　試行箇所

市町からの要望等から地域ニーズを踏まえ、次のとおり、樹木伐採を実施しました。

令和６年度：32 河川、44 箇所（延長　約 7.5km）

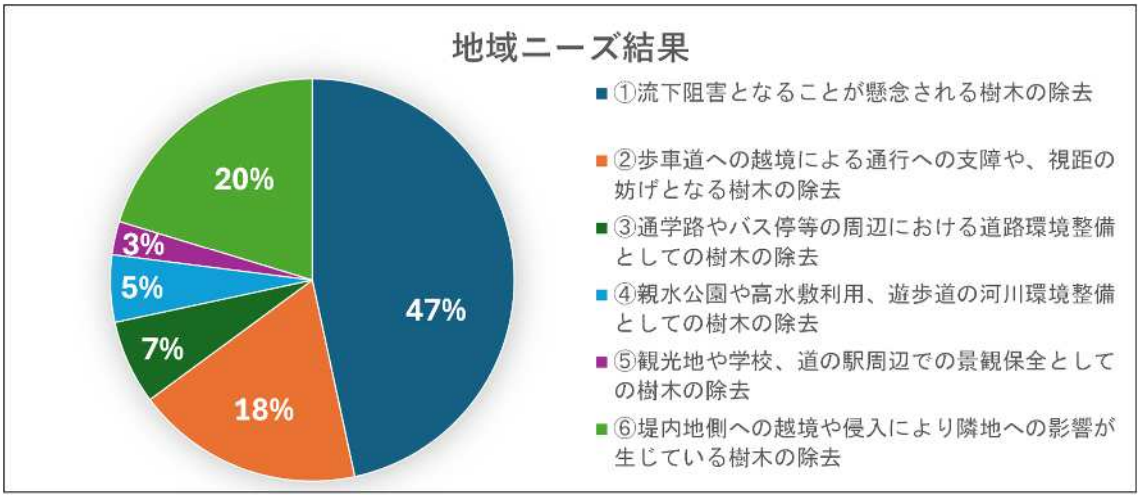
令和７年度：43 河川、61 箇所（延長　約 15.3km）

(5)　試行結果

試行した箇所のうち、地域ニーズとしては、①流下阻害となることが懸念される樹木の除去が 46.6%と多く、続いて⑥堤内地側への越境や侵入により隣地への影響が 20.3%、②歩車道への越境による通行への支障や、視距の妨げとなる樹木の除去が 18.2%、という結果となりました。

また、１箇所の樹木伐採に対して、複数の地域ニーズに対応している事が分かりました。

地域ニーズ	件	%
①流下阻害となることが懸念される樹木の除去	69	46.6
②歩車道への越境による通行への支障や、視距の妨げとなる樹木の除去	27	18.2
③通学路やバス停等の周辺における道路環境整備としての樹木の除去	10	6.8
④親水公園や高水敷利用、遊歩道の河川環境整備としての樹木の除去	8	5.4
⑤観光地や学校、道の駅周辺での景観保全としての樹木の除去	4	2.7
⑥堤内地側への越境や侵入により隣地への影響が生じている樹木の除去	30	20.3
	148	100



(6)　実施状況



施工前　　施工後

効果：①流下阻害の解消

⑥隣地への影響の解消



施工前　　施工後

効果：②視距妨げの解消

河川における樹木伐採計画 2026
令和８年〇月
広島県土木建築局河川課
〒730-8511　広島市中区基町 10-52　TEL082-513-3931(直通)